ひとり親家庭の児童の小学校及び中学校入学支度金のお知らせ

ご入学おめでとうございます。

本市では、ひとり親家庭で児童を養育している方に対し、小・中学校入学支度金を下記のとおり支給します。

- 1 対 象 者 ひとり親家庭で令和5年4月に小学校又は中学校に入学する児童 の養育者。ただし、令和3年中の所得税が非課税の方に限ります。
 - ※ 生活保護世帯は該当になりません。 事実婚が有る場合も該当になりません。
- 2 支 給 額 対象児童1人につき 10,000円
- 3 受付期間 令和5年4月10日(月)~4月21日(金)

4 請求方法

【窓口での請求】

以下の書類を鳥取市役所こども未来課(13番福祉総合窓口)またはお近くの総合支所 市民福祉課の窓口で請求手続きを行ってください。

- □ 保護者名義の銀行預金通帳(ゆうちょ銀行可)
- □ 本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
 - ① 児童扶養手当を受給している人⇒「児童扶養手当証書」を持参してください。
 - ② 父または母の死亡により遺族年金を受けている人 ⇒「遺族年金証書」を持参してください。
 - ③ 父または母が障害年金を受けている人
 ⇒「障害年金証書」・「戸籍謄本」を持参してください。
 - ④ 上記①、②以外の場合は戸籍謄本が必要となります。 なお、この他にも証明書等が必要となる場合があります。

【とっとり電子申請サービスでの請求】

とっとり電子申請サービスから請求ができます。なお、とっとり電子申請サービスで請求ができる方は児童扶養手当証書を交付されている方のみです。令和3年中の所得税が非課税であることを確認のうえ請求してください。



右記 QR コードからもアクセスできます。

【問合せ先】

鳥取市役所 本庁舎1階(福祉総合窓□13番) こども未来課育成係 ☎0857-30-8239